

# 令和6年度第2回宇部市障害者差別解消支援地域協議会

## 会議録

日 時:令和7年2月12日(水)18:00~19:20

場 所:宇部市役所 3階 防災情報センター

出席者:委員 13名 (欠席者4名)、市6名

### 議 事

#### (1)令和6年度の障害者差別解消に関する取り組みについて(資料1)

資料をもとに、事務局から説明

##### ■意見及び質疑応答

- ・令和6年4月に行った市役所新入職員研修は、どのような内容だったのか。  
→宇部市社会福祉協議会の方を講師としてあいさポーター研修、また障害福祉課から宇部市の障害者差別解消に向けた取り組みの内容や、コミュニケーション支援員から簡単な手話を説明している。
- ・在宅障害児・者と家族を支援する会から、交通局へ4回講演を行った。
- ・職員会議で障害者差別解消の取り組みについて伝えた。また、パンフレット等にFAX番号やメールアドレスの記載をすることなど、聴覚障害のある人への配慮について周知した。
- ・10月に開催した面接会で、パンフレットやチラシの配布を行った。
- ・宇部市では障害者手帳を持っている人は無料でバスに乗れるようになっており、バスに乗ることで外出機会をつくることができている。
- ・バスは全てスロープが出るようになっており、車いすの方も予約なしで利用できる。トラブルもあるが、その都度運転手への周知を続けていくなど日々の積み重ねで運転手のレベルを上げていく。

#### (2)障害者差別と思われる事例の検討について(資料2-1、2-2)

##### ア 事例1

資料をもとに、事務局から説明

##### ■意見及び質疑応答

- ・日本の中心となるような機関が、電話か窓口での予約しかしていないというのはいいのだろうか非常に疑問に思う。
- ・どのような方法でも予約ができるようにしてもらおうのが、どんな障害のある人にとっても幸せな方法である。

- ・障害のある人で、気軽に車に乗って行くのが難しい人もいる。
- ・手紙での問い合わせには年金事務所は受け付けているか。
- 手紙で対応しているかどうかは確認できていない。
- ・この事例について、いろいろな方法で問い合わせができるように、環境の整備をしていただくよう本会議の会長名で年金事務所に申し入れをする。

## イ 事例2

資料をもとに、事務局から説明

### ■意見及び質疑応答

- ・対応したオペレーターはマニュアルに沿った回答をしたのではないか。
- ・本人の代理であるということを伝えても、信用してもらうのはなかなか難しい。
- ・電話リレーサービスを使うことはあっても、基本的に文字情報で使っている。
- ・電話リレーサービスを利用する際、オペレーターが利用者の手話が読み取れないとチャットに切り替えることもある。年配の方はアプリからの登録自体ハードルが高い。
- ・電話リレーサービス以外に方法がないのか。
- ・クレジットカード会社が、合理的配慮の面から聴覚障害者向けの受付をしてくれたらよい。
- ・ある大手のクレジットカード会社では曜日と時間を指定して手話によるオペレーターの対応が可能などところもある。
- ・この事例はあってはならないが、ありがちな事例だと感じる。
- ・相手に選択できるような対応ができているかというのは行政も同じであり、すごく考えさせられる事例である。合理的配慮の貴重な事例として広く周知すべき内容である。
- ・この事例について、不当な差別的取扱いの改善及び環境の整備をしていただくよう本会議の会長名で電話会社に申し入れをする。
- ・事例1及び事例2の申し入れ文書について、どのような内容で提出したかは次回会議の際にお示しする。

## (3)令和7年度の障害者差別解消に関する取り組みについて

事務局から説明

- ・令和7年8月頃に完成する市役所の市民交流棟(2期棟)において、12月の障害者週間に合わせた展示など周知・啓発を行う。
- ・パンフレット「みんなでつくろう！障害者差別のないまち」を、出前講座や各種イベント等の際に配布したり、他課主催の会議等に可能な限り出向き、周知・啓発する中で有効に活用していく。

■意見及び質疑応答

- ・パンフレットの部数はどれくらいあるか。  
→今年度 1,500 部購入しており、まだ在庫に余裕がある。
- ・パンフレットはホームページなどから電子データでダウンロードができるか。  
→複写厳禁となっている。必要であれば障害福祉課へ連絡してほしい。

(4)山口県内の障害を理由とする差別に関する相談事例について(資料3)

資料をもとに、事務局から説明

■意見及び質疑応答

- ・この事例集は県のホームページに掲載されるか。  
→2月に予定している県の障害者差別解消支援地域協議会の開催後、掲載予定となっている。
- ・各市町も障害者差別解消支援地域協議会があるのか。  
→ある市町とない市町がある。
- ・県の障害者差別解消支援地域協議会は、どのような委員で構成されているか。また、どのように事例の吸い上げを行っているか。  
→宇部市では把握していない。

【協議会后確認】

- ・県では、支援地域協議会を「山口県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり推進会議」として平成27年7月28日に設置。委員名簿は県のホームページに掲載している。
- ・障害者差別と思われる事例については、県に直接相談等があった事例について協議会へ報告している。

(5)その他

ア 障害者専用駐車場利用証について

事務局から説明

- ・健常者が不正に利用しており障害者が利用できず困惑している、駐車場管理者側は「もっと予算があれば」と言葉を濁している状態、障害福祉課にも「駐車できなかったので車のナンバーを控えたから対応してほしい」と電話があることがある状況。

■意見及び質疑応答

- ・山口県だけではなく、どこにでもある問題だと思うが、どうしても市民のマナーやモラルの問題になる。

- ・罰金があればいいのではないか。
- 四六時中監視しなくてはならないため難しい。
- ・障害者専用駐車場については、バリアフリー法で一番出入口から近いところに設置することになっている。なぜそうしているのか市民に理解してもらうため、啓発を実施していくことが必要であり引き続き情報発信をしていくしかない。

## イ 宇部市バリアフリー化マスタープランについて

### 事務局から説明

- ・宇部市のバリアフリーの基本方針を定めている宇部市バリアフリー化マスタープランは、令和2年3月に策定し、計画期間が令和2～6年度となっているため次年度以降は更新しないが、引き続き市全体でバリアフリー化に取り組んでいく。
- ・第五次宇部市総合計画でも、障害のあるなしに関わらず、市民の誰もが安心して暮らせるよう、ハード・ソフトの両面からバリアフリーのまちづくりを推進し、さらに、障害者福祉計画でも、ユニバーサルデザインの推進として、心のバリアフリー、情報のバリアフリー、環境のバリアフリーを推進することになっている。令和7年度以降は、心のバリアフリーについては、本協議会や地域自立支援協議会において報告や協議を引き続き実施していくよう考えている。

### ■意見及び質疑応答

- ・なし